

旧優生保護法補償金等認定審査会
補償金・優生手術等一時金認定審査部会 審査方針

令和 7 年 3 月 6 日

旧優生保護法補償金等認定審査会
補償金・優生手術等一時金認定審査部会

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 9 条第 7 項の規定による審査の方針は以下のとおりとする。

- 請求者に係る優生手術等の実施に関する記録が残っていない場合も多いこと、旧優生保護法に基づかない形で生殖を不能にする手術等を受けた方も法による補償金の支給の対象とされていること等を踏まえ、請求者等の陳述内容を十分に汲み取り、収集した資料等も含めて総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行う。
- 具体的な判断に当たっては、法第 9 条第 7 項の規定によるほか、優生手術等を受けたことに関する請求者等の陳述の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。